

国見町中小企業者等 設備投資支援 事業補助金



売り上げや利益の向上のために資する**設備投資**の
実施とそれに合わせて、補助事業者が主体的に行う
新たな取り組みを支援します！

申請期間 令和9年1月28日（木）まで

※予算額に達した時点で受付終了となります。

補助対象者要件

補助対象者

- ①国見町内の中小企業者等
であること
- ②町税を滞納していない
こと
- ③代表者又は役員等が暴力
団員等に該当するもので
ないこと



補助対象事業

- ①機械や工具の購入製作費
- ②情報システムの導入、
構築費
- ③陳列レイアウトの改良等
の店舗改装費

※詳しくは
裏面まで



補助金
最大 **50** 万円
補助率 2/3

※対象経費の全額を町内企業に
発注した場合は3/4

補助対象期間：令和8年5月1日(金)～令和9年1月28日(木)

※審査により事前着手を認めるが、原則交付決定後に事業を行うこと

国見町設備投資支援事業補助金

検索

お問い合わせ

国見町産業振興課商工観光係 TEL 024-585-2238
国見町商工会 TEL 024-585-2280
福島信用金庫国見支店 TEL 024-585-2321



補助対象事業経費一覧表

補助対象事業	補助対象経費
機械装置等費	機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用又は改良に要する経費
システム構築費	専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築に要する経費
店舗改装費	陳列レイアウト改良に要する経費

補助対象外経費

公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）、振込手数料、原材料及び消耗品の購入に係る経費、老朽化による買替・修理修繕に係る経費、その他町長が不適当と認める経費

事前審査から補助金交付までの流れ

